

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
実施機関	事務		実施機関	事務	
(略)	(略)		(略)	(略)	
17 市長	ふじみ野市障害者手帳診断書料助成金支給要綱(令和4年ふじみ野市告示第213号)による障害者手帳交付に係る診断書料の助成に関する事務であって規則で定めるもの		17 市長	ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱(令和4年ふじみ野市告示第213号)による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15 市長	ふじみ野市障害者手帳診断書料助成金支給要綱による障害者手帳交付に係る診断書料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	15 市長	ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)